

庄内町告示第76号

令和2年度庄内町放牧事業利用促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和2年度庄内町放牧事業利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、酪農家又は肉用牛繁殖農家（以下「酪農家等」という。）が行う放牧を促進することにより、酪農家等の安定した経営及び所得の向上を図るため、放牧を行う酪農家等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第5条及び第6条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有し、庄内広域育成牧場の利用について庄内広域育成牧場運営協議会の承認を受け放牧する酪農家等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、庄内広域育成牧場の利用の承認を受けた酪農家等が、その放牧の承認を受けた牛を庄内広域育成牧場へ入牧するための搬送に要する経費及び放牧期間終了後に庄内広域育成牧場から牛を下牧させるための搬送に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1頭当たり1,000円とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する交付申請書は、令和2年度庄内町放牧事業利用促進補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、放牧を開始する前に町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は令和2年度庄内町放牧事業利用促進補助金実績報告書（様式2号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は放牧頭数を証明する書類の写しとし、放牧期間終了後速やかに町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

申請者 住所
氏名

印

令和 2 年度庄内町放牧事業利用促進補助金交付申請書

令和 2 年度庄内町放牧事業利用促進補助金を下記のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 4 条の規定により申請します。

記

放牧予定頭数	単 価	補助金交付申請額	備 考
頭	1,000 円	円	

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

住所

氏名

印

令和 2 年度庄内町放牧事業利用促進補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和 2 年度庄内町放牧事業利用促進補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 13 条の規定により、その実績について下記のとおり関係書類を添付して報告します。

記

放牧実施頭数	単 価	補助金の額	備 考
頭	1,000 円	円	

備考 放牧頭数を証明する書類の写しを添付すること。